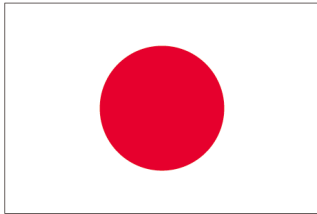


銘板、ステッカー（日章旗マーク）等に係る取り扱いについて

- (1) 日章旗ステッカーを無償資金協力により供与された施設、機材すべてに表示する。ただし、当該国における国民感情や特殊事情（宗教・政治等）を考慮し、日章旗マークを用いることが適当でないと考えられる場合には、日本国大使館にその旨連絡し、判断を仰ぐこととする（大使館のない国については、JICA 本部を通じ、外務省から了解を取り付ける。）。
- (2) 貼付対象は予備品・付属品等を含むすべての機材とするが、消耗品、著しく小型のもの、壊れやすいもの、表示することにより機材の効用が損なわれる恐れのあるものについてはその貼付を省略することができる。パンフレット等の出版物にも表示する。
- (3) また標準例については、先方政府の要望等現地事情を考慮した多少の変更ができることとし、必要に応じ外務省と協議のうえ柔軟に対応できることとする。但し、日章旗のデザインにおいては、「国旗及び国歌に関する法律」（平成 11 (1999) 年 8 月 13 日 法律第 127 号）及び関連附則に従い作成すること。
寸法及び日章の位置： 縦 横の三分の二
日章： 直径 縦の五分の三 中心： 旗の中心
- (4) 施設案件の場合、着工後、コンサルタントは、日本国大使館に対して銘板、ステッカー類の具体的規格、図案を提出し、了解を取り付ける。（大使館のない国については、JICA 本部を通じ、外務省から了解を取り付ける。）機材案件の場合も同じ要領にて確認を得る。（船積みで終了するなど、現地にて了解を得ることができない場合は、JICA 本部を通じ、外務省から了解を取り付ける。）現地公用語での表記を行う場合は、その旨を報告し、文案についても了解を取り付ける。なお、施設案件の銘板においては、特定個人（政治家、指導者等）の氏名の記載が要望された場合には、原則として断わり、先方政府に再考を促す。
- (5) なお、案件終了後は、コンサルタントが作成する完了届等にステッカー類貼付が確認できる写真を掲載する。

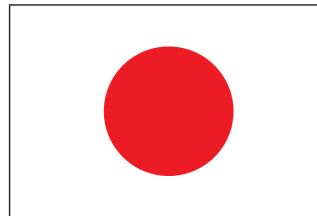
日章旗ステッカー

<英語版>



**From
the People of Japan**

<アラビア語版>



**من الشعب الياباني
From the People of Japan**

<注1> 仏 : de la part du Peuple japonais
西 : Colaboración del Pueblo Japonés
葡 : Colaboração do Povo Japonês

<注2> フォント名 : フーツラボールド

<注3> 原則的にポジティブのマークおよびロゴを使用する。

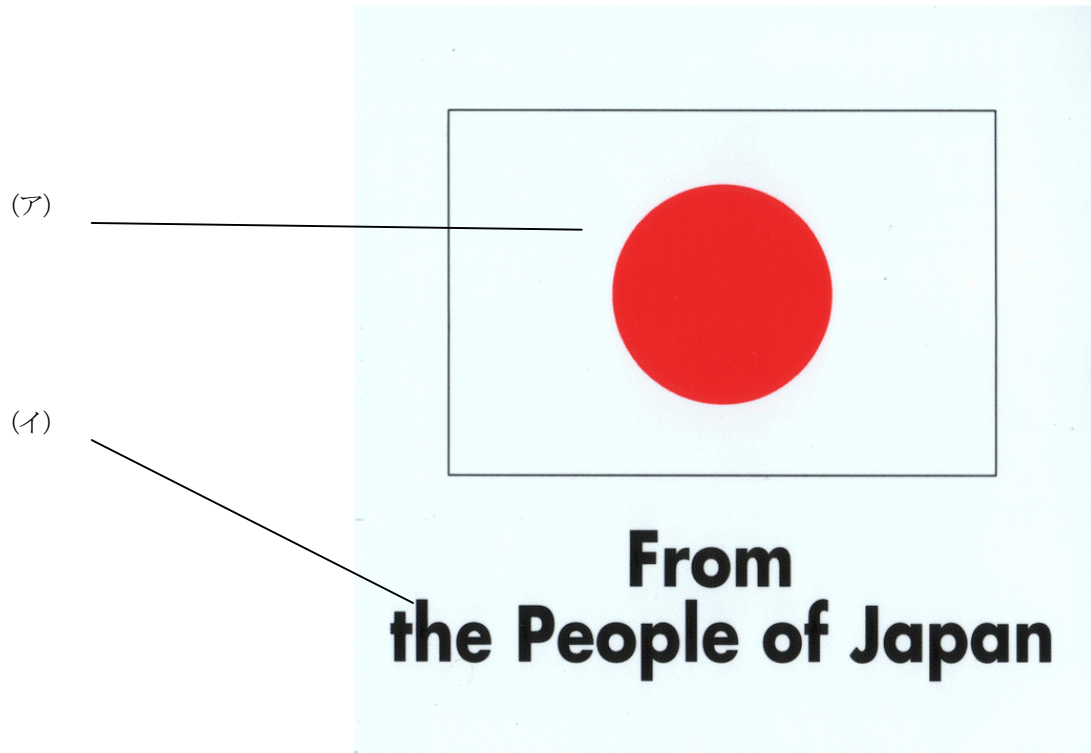
<注4> 最小使用サイズ

30×30



〈注5〉 指定色

- ・カラーのみとする



(ア) D I C 156

4色分解M100%+Y90% (近似値)

(イ) スミベタ